

特別基準の検査方法 不凍栓

平成10年 9月 8日制定
平成22年12月22日改正
平成24年11月12日改正

項 目	検 査 方 法	摘 要
検査基準	<p>不凍栓（JV 10）による。</p> <p>判定基準 検査の判定は、当該規格，特別基準の検査方法及び別表〔不適合の階級別欠点及び判定基準〕による。</p>	
製品検査	<p>製品検査 規格 9. の検査は、形式検査に合格した不凍栓について行う。</p>	
(検査設備)	<p>検査設備 検査に使用する計測機器類は、社内規定に基づき、校正及び点検を実施しているものを使用していることを調べる。</p>	検査の都度
材料検査	<p>材料検査 規格 7. の材料の材料検査は、各部の材料について、認証図面どおりであることを製造業者の成績書，又はその他の方法によって確認する。</p>	検査の都度
(構造検査)	<p>構造検査 規格 9. h) の構造検査は、認証図面どおりであることを調べる。</p> <p>接続ねじ部の検査 接続ねじ部の検査は、</p> <p style="padding-left: 2em;">JIS B 0253（管用テーパねじゲージ）及び</p> <p style="padding-left: 2em;">JIS B 0254（管用平行ねじゲージ）によって行う。</p>	付表5-4(重)
		付表5-4(重)

項 目	検 査 方 法	摘 要
	<p>構造 規格 6. d) について、主弁の開閉操作の途中において、流入口から排水口へ水が流れない構造であることを調べる。</p>	種類別に 1 個
(耐圧性能 検 査)	<p>耐圧性能検査 規格 9. a) の耐圧性能検査は、規格 8.1 によって行う。JIS S 3200-1 によって、一次側から 1.75MPa の静水圧を加えて 1 分間保持し、水漏れ、変形、破損その他の異常の有無を調べる。</p>	付表 5-1(致命)
(止水性能 検 査)	<p>止水性能検査 規格 9. f) の止水性能検査は、規格 8.6 によって行う。規格図 1 に示すような装置に供試品を取り付け、次の方法によって行った後、弁座部から流出側への漏れの有無を調べる。</p> <p>a) 呼び径 50 以下の場合、流入側から 0.75MPa の静水圧を加え、1 分間持続して行う。</p> <p>b) 呼び径 65 以上の場合、流入側から 1.0MPa の静水圧を加え、1 分間持続して行う。</p>	付表 5-2(重)
(表示検査)	<p>表示検査 規格 9. i) の表示検査は、規格 11. の表示について、容易に消えない方法で、次の事項を表示していることを調べる。</p> <p>a) 認証取得者名又はその略号</p>	付表 5-3(軽)

項 目	検 査 方 法	摘 要
<p>認証マーク</p>	<p>b) 品質確認実施工場名若しくは製造工場が識別できる表示</p> <p>c) 呼び径</p> <p>d) 取付方向</p> <p>e) 規格番号</p> <p>注 a), b) の表示について、センターに届出されたとおりの表示をしていることを調べる。なお, b) については, センター及び認証取得者が識別できればよい。</p> <p>品質認証マーク管理要綱による。</p> <p>付 則</p> <p>この検査方法は、平成10年10月1日から実施する。</p> <p>付 則</p> <p>この検査方法は、平成23年3月1日から実施する。</p> <p>付 則</p> <p>この検査方法は、平成24年11月12日から実施する。</p> <p>付 則</p> <p>この検査方法は、平成25年4月1日から実施する。</p>	

別表

不適合の階級別欠点及び判定基準

不適合の階級	検査項目	欠点の種類	判定基準
致命	耐圧性能	漏水・変形・破損	あるものは不可
重	構造	構造	認証図面どおりでないものは不可
		接続ねじ部	JIS B 0253（管用テーパねじゲージ）及び JIS B 0254（管用平行ねじゲージ）の B 級ねじ用に適合しないものは不可
	止水性能	漏水	あるものは不可
軽	表示	誤表示 無表示	間違っているものは不可 表示のないもの、抜けているものは不可
検査設備		校正、点検を実施しているものを使用していないものは不可	
構造		主弁開閉途中における流入側から排水口への水の流れ	あるものは不可